

官報

号外 平成三年二月七日

○第百二十回 衆議院會議録 第九号

平成三年二月七日(木曜日)

議事日程 第六号

平成三年二月七日

正午開議

第一 立太子の礼に当たり賀詞奉呈の件

第二 平成二年度の水田農業確立助成補助金に

関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 立太子の礼に当たり賀詞奉呈の件

檢察官適格審査委員の選挙

日程第二 平成二年度の水田農業確立助成補助

金についての所得税及び法人税の臨時特例に

関する法律案(大蔵委員長提出)

午後零時十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 立太子の礼に当たり賀詞奉呈の件

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王殿下には、

来る二月二十三日に立太子の礼を行われま

す。

全国民とともに私どもの心からお喜び申し上げ

るところであります。

つきましては、本院は、慶祝の意を表するた

め、特に院議をもって、天皇陛下並びに皇太子殿

下に対し、賀詞を差し上げたいと存じます。

その案文の起草は議長に一任されたいと存じま

す。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのと

おり決しました。

つきましては、議長の手元において起草いたし

ました案文を朗読いたします。

天皇陛下に差し上げる賀詞

天皇陛下にはきょうのよき日にあたり 皇太子

徳仁親王殿下の立太子の礼をあげさせられ 皇

位継承者としての地位を内外に宣明されますこ

とは 国民ひとしく慶賀にたえないところであ

ります

ここに衆議院は国民を代表して謹んで慶祝の誠

を表します

皇太子殿下に差し上げる賀詞

皇太子殿下には きょうのよき日にあたり 立

太子の礼をあげさせられますことは 国民ひと

しく慶賀にたえないところであります

ここに衆議院は国民を代表して謹んで慶祝の誠

を表します

ただいま朗読いたしました案文に賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、賀詞案

文は可決いたしました。(拍手)

ただいま御決議になりました賀詞は議長におい

て差し上げることといたします。

檢察官適格審査委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) 檢察官適格審査委員の選

挙を行います。

○北村直人君 檢察官適格審査委員の選挙は、

その手続を省略して、議長において指名されるこ

とを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、檢察官適格審査委員に船田元君を指

名いたします。

なお、予備委員笹川堯君は、船田元君の予備委

員といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日程第二は、委員長提出の

議案でありますから、委員会の審査を省略するに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日程第二 平成二年度の水田農業確立助成補

助金についての所得税及び法人税の臨時特

例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、平成二年度の水

田農業確立助成補助金についての所得税及び法人

税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長平沼

起夫君。

平成二年度の水田農業確立助成補助金について

の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

案

〔本号末尾に掲載〕

〔平沼起夫君登壇〕

○平沼起夫君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明

申し上げます。

この法律案は、昨日大蔵委員会において全会一

致をもって起草、提出したものであります。平

成二年度の水田農業確立助成補助金に係る所得税

と

平成三年二月七日 衆議院會議録第九号

立太子の礼に当たり賀詞奉呈の件 各種委員の選挙 平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平成二年度において約六億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。以上がこの法律案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 橋本龍太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る二月二十九日、内閣から、国家公安委員会委員に那須翔君を任命したので、警察法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二月二十九日、本院は、国家公安委員会委員に那須翔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)

一、去る一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 四九九 小澤 潔君
- 五〇〇 亀井 静香君
- 五〇一 畑 英次郎君
- 五〇二 東家 嘉幸君
- 五〇三 大島 理森君
- 五〇四 丹羽 雄哉君
- 五〇五 鳩山 邦夫君
- 五〇六 工藤 敏君

(理事補欠選任)

一、去る一月三十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 尾身 幸次君(理事平沼赳夫君去る一月十八日委員長就任につきその補欠)

理事 大石 正光君(理事遠藤武彦君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 村上誠一郎君(理事高村正彦君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 日笠 勝之君(理事宮地正介君去る一月三十日理事辞任につきその補欠)

欠

理事 松浦 利尚君(理事村山富市君去る二月十八日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 大石 千八君(理事野田毅君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 鹿野 道彦君(理事宮下創平君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 二階 俊博君(理事佐藤信三君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る一月二十二日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 上田 卓三君(理事志賀一夫君去る二月十八日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 谷垣 禎一君(理事植竹繁雄君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 虎島 和夫君(理事杉浦正健君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 町村 信孝君(理事鈴木宗男君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 榊澤 弘治君(理事林大幹君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 高村 正彦君(理事井出正一君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 佐藤謙一郎君(理事江口一雄君去る二月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 逢沢 一郎君(理事奥田幹生君去る一月十八日委員長就任につきその補欠)

欠

理事 額賀福志郎君(理事古賀正浩君去る一日理事辞任につきその補欠)

欠

理事 遠藤 和良君(理事員沼次郎君去る二月十日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 石破 茂君(理事伊吹文明君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 加藤 卓二君(理事持永和見君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 野呂 昭彦君(理事自見庄三郎君去る

十二月二十九日委員辞任につきその

補欠)

運輸委員会

理事 二階 俊博君(理事岡島正之君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 柳沢 伯夫君(理事森田一君去る一月

十七日委員辞任につきその補欠)

理事 武部 勳君(理事亀井善之君去る一

月十八日委員長就任につきその補

欠)

理事 春田 重昭君(理事草川昭三君去る五

日理事辞任につきその補欠)

環境委員会

理事 片岡 武司君(理事持永和見君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 柳本 卓治君(理事小杉隆君去る一月

十八日委員長就任につきその補欠)

理事 小澤 深君(理事鈴木恒夫君去る五

日理事辞任につきその補欠)

理事 久間 章生君(理事戸井田三郎君去る

五日理事辞任につきその補欠)

理事 馬場 昇君(理事竹内猛君去る五日

理事辞任につきその補欠)

一、昨六日、常任委員会において、次のとおり理

事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 金子徳之介君(理事大原一三君去る一

月十八日委員長就任につきその補

欠)

理事 宮里 松正君(理事中川昭一君去る一

月二十二日委員辞任につきその補

欠)

理事 東 力君(理事石破茂君昨六日理

事辞任につきその補欠)

理事 二田 孝治君(理事柳沢伯夫君昨六日

理事辞任につきその補欠)

理事 藤原 房雄君(理事西中清君昨六日理

事辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 伏屋 修治君(理事草野威君去る十二

月十日委員辞任につきその補欠)

理事 原田 義昭君(理事大野功統君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 松浦 昭君(理事井上喜一君去る十

二月二十九日委員辞任につきその補

欠)

理事 川崎 二郎君(理事鈴木恒夫君昨六日

理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十九日、議長において、次のとお

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し

た。

内閣委員

辞任 補欠

愛野興一郎君 戸塚 進也君

大蔵委員

辞任 補欠

松浦 昭君 戸塚 進也君

文教委員

辞任 補欠

佐田玄一郎君 愛野興一郎君

科学技術委員

辞任 補欠

戸塚 進也君 佐田玄一郎君

議院運営委員

辞任 補欠

鴻池 祥肇君 山本 有二郎

山本 有二郎 鴻池 祥肇君

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり

常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

木島日出夫君 不破 哲三君

不破 哲三君 木島日出夫君

大蔵委員

辞任 補欠

中井 治君 神田 厚君

神田 厚君 中井 治君

社会労働委員

辞任 補欠

石破 茂君 阿部 文男君

岩屋 毅君 原田 憲君

岡田 克也君 梶山 静六君

石田 祝稔君 市川 雄一君

柳田 稔君 川端 達夫君

阿部 文男君 石破 茂君

梶山 静六君 岡田 克也君

原田 憲君 岩屋 毅君

市川 雄一君 石田 祝稔君

川端 達夫君 柳田 稔君

商工委員

辞任 補欠

川端 達夫君 柳田 稔君

柳田 稔君 川端 達夫君

予算委員

辞任 補欠

阿部 文男君 浅野 勝人君

梶山 静六君 二田 孝治君

原田 憲君 小坂 憲次君

市川 雄一君 石田 祝稔君

冬柴 鐵三君 東 祥三君

不破 哲三君 木島日出夫君

浅野 勝人君 阿部 文男君
 小坂 憲次君 原田 憲君
 二田 孝治君 梶山 静六君
 東 祥三君 冬柴 鐵三君
 石田 祝稔君 市川 雄一君
 木島日出夫君 不破 哲三君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

奥野 誠亮君

補欠

工藤 巖君

地方行政委員

辞任

田辺 広雄君

補欠

塩川正十郎君

法務委員

辞任

工藤 巖君

補欠

奥野 誠亮君

宮里 松正君

田辺 広雄君

文教委員

辞任

愛野興一郎君

補欠

梶山 静六君

環境委員

辞任

塩川正十郎君

補欠

片岡 武司君

予算委員

辞任

梶山 静六君

補欠

愛野興一郎君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

三浦 久君

補欠

古堅 実吉君

古堅 実吉君

補欠

辞任

小澤 潔君

補欠

齋藤 邦吉君

吉井 英勝君

補欠

小沢 和秋君

補欠

吉井 英勝君

補欠

古堅 実吉君

補欠

三浦 久君

補欠

古堅 実吉君

補欠

三浦 久君

補欠

中井 洽君

補欠

柳田 稔君

補欠

中井 洽君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

柳田 稔君

補欠

商工委員

辞任

小沢 和秋君

補欠

吉井 英勝君

江田 五月君

補欠

吉井 英勝君

補欠

阿部 昭吾君

補欠

阿部 昭吾君

補欠

齋藤 邦吉君

補欠

小澤 潔君

補欠

尾身 幸次君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

齊藤斗志二君

補欠

阿部 文男君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 絃一君

補欠

村田敬次郎君

補欠

尾身 幸次君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

齊藤斗志二君

補欠

阿部 文男君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 絃一君

補欠

村田敬次郎君

補欠

阿部 文男君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 絃一君

補欠

村田敬次郎君

補欠

不破 哲三君

補欠

正森 成二君

藤田 スミ君

浅野 勝人君

阿部 文男君

狩野 勝君

村田敬次郎君

金子 一義君

加藤 絃一君

武部 勤君

小此木彦三郎君

寺前 巖君

不破 哲三君

中野 寛成君

中野 寛成君

和野 一仁君

和野 一仁君

狩野 勝君

補欠

平田 米男君

市川 雄一君

浜田 幸一君

狩野 勝君

尾身 幸次君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

小澤 克介君

赤松 光君

小此木彦三郎君

加藤 卓二君

加藤 絃一君

尾身 幸次君

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

加藤 絃一君

補欠

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

尾身 幸次君

補欠

阿部 文男君

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

齊藤斗志二君

補欠

阿部 文男君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 絃一君

補欠

村田敬次郎君

補欠

尾身 幸次君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

齊藤斗志二君

補欠

阿部 文男君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 絃一君

補欠

村田敬次郎君

補欠

不破 哲三君

補欠

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

和野 一仁君

補欠

中野 寛成君

補欠

狩野 勝君

補欠

平田 米男君

補欠

浜田 幸一君

補欠

尾身 幸次君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

木村 義雄君

補欠

小澤 克介君

補欠

小此木彦三郎君

補欠

加藤 卓二君

補欠

加藤 絃一君

補欠

官報(号外)

理事 塩崎 潤君(理事小里貞利君去る十日)

二月二十九日委員辞任につきその補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 古賀 誠君 補欠 武部 勳君

土地問題等に関する特別委員

辞任 佐藤 祐弘君 補欠 辻 第一君

伊藤 英成君 柳田 稔君

辻 第一君 佐藤 祐弘君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員

辞任 町村 信孝君 補欠 増子 輝彦君

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任 笹川 堯君 補欠 石破 茂君

佐藤 祐弘君 藤田 スミ君

石破 茂君 笹川 堯君

藤田 スミ君 佐藤 祐弘君

(議案提出)

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求むるの件

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一、昨六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(大蔵委員長提出)

(議案付託)

一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上二件 決算委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

以上三件 内閣委員会 付託

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

交通安全対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(大蔵委員長提出)

(調査要求承認)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成三年一月三十日

大蔵委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一、商工委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、通商産業の基本施策に関する事項
 - 二、中小企業に関する事項
 - 三、資源エネルギーに関する事項
 - 四、特許及び工業技術に関する事項
 - 五、経済の計画及び総合調整に関する事項
 - 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
 - 二、調査の目的
 - 一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
 - 二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため
 - 三、調査の方法
 - 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
 - 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
- 平成三年二月一日
- 商工委員長 奥田 幹生
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、厚生関係の基本施策に関する事項
 - 二、労働関係の基本施策に関する事項
 - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
 - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
 - 二、調査の目的
 - 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
 - 三、調査の方法
 - 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
 - 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
- 平成三年二月五日
- 社会労働委員長 浜田卓二郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、調査する事項
 - 一、陸運に関する事項
 - 二、海運に関する事項
 - 三、航空に関する事項
 - 四、港湾に関する事項

国政調査承認要求書

- 五、海上保安に関する事項
 - 六、観光に関する事項
 - 七、気象に関する事項
 - 二、調査の目的
 - 右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため
 - 三、調査の方法
 - 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
 - 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
- 平成三年二月五日
- 運輸委員長 亀井 善之
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、調査する事項
 - 一、環境保全の基本施策に関する事項
 - 二、公害の防止に関する事項
 - 三、自然環境の保護及び整備に関する事項
 - 四、快適環境の創造に関する事項
 - 五、公害健康被害救済に関する事項
 - 六、公害紛争の処理に関する事項- 二、調査の目的
 - 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

国政調査承認要求書

- 三、調査の方法
 - 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
 - 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
- 平成三年二月五日
- 環境委員長 小杉 隆
衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨六日いずれもこれを承認した。
- 一、調査する事項
 - 一、農林水産業の振興に関する事項
 - 二、農林水産物に関する事項
 - 三、農林水産業団体に関する事項
 - 四、農林水産金融に関する事項
 - 五、農林漁業災害補償制度に関する事項- 二、調査の目的
 - 農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため
- 三、調査の方法
 - 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
 - 本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成三年二月六日

農林水産委員長 大原 二三
衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成三年二月六日

通信委員長 野中 広務
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の議案を提出する。

平成三年二月六日

提出者 大蔵委員長 平沼 赳夫

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成二年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成二年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成二年度の水田農業確立助成補助

金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負

担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約六億円である。

衆議院會議録第五号中正誤

ページ 段行 誤 正
七三二三 だいりこと だということ

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 電話 03 (3587) 4302
定 額 本号一部 二二円
(税 三円を含む)